出

先機関

(医療薬務課)

: 四

(医療薬務課) … |

告

示

目

次

公

告

○青森県警察組織規則の一部を改正する規則……………

警

務 課

:

Ħ.

○特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示…………

管病

理院

課局

:

六

公営企業

県中

民地

局域

: 四

公安委員会

告

示

第七百六十八号

域県民局の地域健康福祉部の保健総室に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和六年五月三十一日

青森県知事

宮

下

宗

郎

令和六年 五月三十一日 |

青森県告示第三百三十八号

の四第十八項の規定により公示する。 項))の規定により、青森県保健医療計画を次のとおり変更したので、同法第三十条 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の六(第三十条の六第一項(第二

なお、変更後の青森県保健医療計画は、青森県健康医療福祉部医療薬務課及び各地

青森県保健医療計画の変更内容

(2

)

*森県保健医療計画を下記のとおり変更した。

青森県保健医療計画の内容

第1章 計画の基本的な考え方

計画作成の趣旨

多様化など、大きく変化しています。 必要に応じて見直しを行いながら、医療提供体制の確保を図ってきました。 化や介護ニーズの増大、医療技術の高度化、県民の保健医療に求める内容の この間、保健医療を取り巻く環境は、高齢社会の進展に伴う疾病構造の変 本県では、昭和62年12月に「青森県保健医療計画」を策定し、その後、

の仕組みを一層強化し、良質かつ適切な医療の構築を進めることとしました 時における医療を含めた6事業及び在宅医療のそれぞれについて、政策循環 き続き推進するとともに、5疾病、新たに加わった新興感染症発生・まん延 切れ目なく、一体的な保健・医療提供体制の構築を目指す地域医療構想を引 病床の機能分化・連携を推進し、高度急性期から在宅医療・介護に至るまで こうした流れを踏まえ、第8次計画となる青森県保健医療計画においては この計画に基づき、保健医療を取り巻く環境や本県の現状・課題を踏まえ 今後の保健・医療提供体制の充実を目指します。

第7次青森県保健医療計画からの変更内容の要点

について変更しました。 国の医療計画作成指針(以下「作成指針」という。)に基づき、主に以下

- ん延し、又はそのおそれがあるときにおける医療(新興感染症発生・ま ん延時における医療)を追加しました。 国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症がま
- を行い、政策循環を強化できるよう医療連携体制の数値目標を定め、目 医療を切れ目なく効率的に提供するため、施策及び事業の評価及び改善 標達成のために必要な施策を定めました。 5疾病、6事業及び在宅医療について、地域において良質かつ適切な
- 患者の受療動向の状況等を把握した上で定めました, 二次保健医療圏の設定及び基準病床数の算定に当たっては、人口構造
- 計画の位置付け

(1) 本県の保健医療に関する基本計画

染症予防計画」、「あおもり高齢者すこやか自立プラン」、「青森県地域福祉 がん対策推進計画」、「青森県脳卒中・心血管病対策推進計画」、「青森県感 れている「医療計画」であるとともに、「青森県健康増進計画」、「青森県 支援計画」、「青森県障がい福祉サービス実施計画」、「のびのびあおもり子 本計画は、医療法 30条の4 1項において都道府県が定めるものとさ

> った本県の保健医療に関する基本計画です。 育てプラン」及び「青森県医療費適正化計画」等の各種計画と整合性をも

- つなぐ~」の「健康」における政策及び施策を具体的に推進するための計 また、「青森県基本計画「青森新時代」への架け橋~よりそい、
- (2) 各主体が役割に応じて取組を進めるための基本指針

ための基本指針です。 もと、それぞれの主体が、役割に応じて、保健・医療分野の取組を進める 県のほか、県民、保健・医療機関、関係団体、市町村等の参画と協

計画の期間

たの6年間です。 計画期間は、令和6年(2024年)度を初年度とし、11年(2029年)

東ま

することとしています。 ては、3年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要がある場合、計画を変更 また、外来医療計画、在宅医療及び医師確保計画その他必要な事項につい

- 計画の基本理念
- (1) 地域医療構想の推進
- (2) 医療連携体制の構築
- (3) 人材の養成確保と資質の向上
- (4) 医療安全や健康危機管理体制等の充実
- 保健・医療の総合的な取組

第2章 地域医療構想

第3章 外来医療計画

第4章 本県の医療の概況

保健医療圏の設定と基準病床数

第5章

第1章 医療連携体制の構築

第2編 各論

第1節 がん対策

第2節 脳卒中対策

第3節 心筋梗塞等の心血管疾患対策

第4節 糖尿病対策

第5節 精神疾患対策

第6節 救急医療対策

第7節 災害医療対策

第8節 新興感染症発生・まん延時における医療対策

第9節 へき地医療対策

第 10 節 周産期医療対策

111 節 小児医療対策(小児救急医療を含む)

在宅医療対策

歯科対策

- 歯科口腔保健対策
- 歯科医療体制
- 第14節 感染症対策 その他の保健医療対策
- エイズ・性感染症対策 結核対策
- 肝炎対策
- 難病対策

6

- アレルギー疾患対策
- 高齢化に伴い今後増加が見込まれる疾患等対策
- 血液確保対策 臓器移植及び造血管細胞移植

 ∞

慢性閉塞性肺疾患 (COPD) 対策

11

- 第15節 多様な役割分担・連携の推進 慢性腎臟病 (CKD) 対策
- 第2節 第1節 医師確保計画

第2章 人材の養成確保と資質の向上

- 歯科医師 医師以外の保健医療従事者
- 看護師・准看護師、助産師、保健師
- 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士
- 管理栄養士、栄養士
- その他の保健医療従事者 介護サービス従事者
- 第3章 医療安全や健康危機管理体制等の充実

第1節 医療安全対策

- 院内感染防止に向けた取組の推進 医療安全に向けた取組の推進
- 第2節 健康危機管理体制の構築
- 健康危機管理対策
- 医薬品等の安全確保対策
- 薬物乱用防止対策
- 第3節 情報提供・共有の推進及び情報通信技術の活用 原子力災害医療
- 県民に対する医療情報等の提供
- 関係機関における情報共有
- 第4章 保健・医療の総合的な取組 情報通信技術の活用

第1節

第4節 第2節 第3節 障がい保健福祉対策 高齢者保健対策 母子保健の推進

障がい保健福祉対策

医療的ケア児への取組

- 第5節 保健・医療・介護・福祉拠点機能の充実・強化 保健所の機能の充実・強化
- 精神保健福祉センターの機能の充実・強化
- 市町村における機能の充実・強化

2

毒物劇物取扱者試験の施行

規則 令和六年毒物劇物取扱者試験を次のとおり施行するので、毒物及び劇物取締法施行 (昭和二十六年厚生省令第四号)第八条の規定により公告する。

令和六年五月三十一日

青森県知事 宮 下 宗 郎

1

期日

試験の期日及び場所(筆記試験、実地試験共に)

令和六年九月四日 (水)

青森市安方一丁目一の四〇

青森県観光物産館アスパム

受験願書受付期間

合は、書類が完備されているものに限り、同日までの消印のあるものは、有効とす く)。受付時間は午前八時三十分から午後五時までとする。ただし、郵送による場 令和六年七月十二日(金)から同月十九日 (金) まで (土曜日及び日曜日を除

受験願書提出先

〒〇三〇一八五七〇

青森市長島一丁目一の一

青森県健康医療福祉部医療薬務課薬務指導グループ

四

康医療福祉部医療薬務課薬務指導グループで交付する。 受験願書用紙は、令和六年五月三十一日から、県内の各県型保健所及び青森県健

(電話○一七―七三四―九二八九)に問い合わせること。 試験について不明な点は、青森県健康医療福祉部医療薬務課薬務指導グループ

出 先 機 関

土地改良区の役員の就任及び退任

軽平川土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があったので、同条第 十八項の規定により公告する。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十七項の規定により、津

令和六年五月三十一日

中南地域県民局長

雪

森

正

三

"	" "													
		"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	理	区役
													事	一員の
小村野和	松 櫻森 庭	古川	相馬	佐藤	工藤	千葉	棟方	須々田	葛西	鎌田	神成	小笠原	岩渕	氏
英喜	幸 保憲 仁	: 尊 . 祥	豊	彦弘	正川	浩司	健	患一	隆文	洋一	義徳	進	琢緒	名
	✓ 板卵町大字 水沼字岩井六の二二 二 北津軽 郡 復田町大字 大巻字 川瀬六八の	川市沖館長田九一の一	弘前市大字大沢字下村元四三の一	六五所川原市大字藻川字川袋二八一の四	弘前市大字石川字石川二	北津軽郡鶴田町大字境字宮内一一七	弘前市大字乳井字舘ノ沢八八の一	〃 本町北柳田五三の一	平川市苗生松元東田一一の一	弘前市大字新里字上樋田一一五の三	五の五北津軽郡鶴田町大字菖蒲川字一本柳一	五所川原市大字田川字高松八三の一	平川市原田村元一二七	住
<i>'</i> //	" "	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	デ・五:10就任 令和	の 年 月 日就任及び退任

"	"	"	"	監	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	理	"	"	"	"	l
				事															事					1
千葉	髙橋	畑山	三浦	工藤	棟方	神 成	小野	瀧本	相馬	石岡	工藤	小笠原	佐藤	松森	古川	櫻庭	岩渕	工藤	小山内	松橋	畑山	三浦	工藤	- }i
浩言	英明	誠司	光春	正川	健	義徳	英喜	祐一	豊	政憲	繁廣	進	彦弘	幸憲	尊祥	保仁	琢緒	國治	健一	由香里	誠司	尉敬	修	う え
北津軽郡鶴田町大字境字宮内一一七	石市緑町四丁目二五の一		平川市松館井ノ上三九	大字石川字石川二	弘前市大字乳井字舘ノ沢八八の一	五の五北津軽郡鶴田町大字菖蒲川字一本柳一	一五所川原市大字鶴ヶ岡字鎌田三〇九の	平川市大光寺二早稲田四六の二	〃 大字大沢字下村元四三の一	〃 大字小比内一丁目一三の二	弘前市大字大清水三丁目四の二	/ 大字田川字高松八三の一	六五所川原市大字藻川字川袋二八一の四	北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井六の二	平川市沖館長田九一の一	二 北津軽郡鶴田町大字大巻字川瀬六八の	平川市原田村元一二七	二 北津軽郡鶴田町大字山道字押眠八二の	平川市大光寺一滝本一五三	二 北津軽郡板柳町大字辻字松元一〇八の	五所川原市大字藻川字川袋二の三	の三 北津軽郡鶴田町大字山道字小泉一二五	弘前市大字大沢字梨子平二の二	
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	六・五・元退任	"	"	"	"	

公安委員会

青森県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年五月三十一日

青森県公安委員会規則第十号

青森県公安委員会委員長

横

町

俊

明

采收公安等 医大具管一块

青森県警察組織規則の一部を改正する規則

を次のように改正する。 青森県警察組織規則(昭和三十六年十一月青森県公安委員会規則第十五号)の一部

欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後

ものを除く。)。	すること(会計課の所掌に属する	四物品の調達、管理及び処分に関	[一~三 略]	次の事務をつかさどる。	第六条の二 施設装備課においては、	(施設装備課)	改正後
< ° ○ ° °	課の所掌に属するものを除	四物品の調達に関すること(会計	[一~三 同上]	次の事務をつかさどる。	第六条の二 施設装備課においては、	(施設装備課)	改正前

附 則

備考

表中の「

ш

の記載は注記である。

この規則は、令和六年六月一日から施行する。

青森県病院局運営部管理課

青森市東造道二丁目一の一

青森県立中央病院外来棟三階

重油(日本産業規格 一種二号)

九万六千リットル

契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

物品等の名称及び数量

営 企

公

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

第十二条の規定により次のとおり公示する。 第三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令

令和六年五月三十一日

青森県病院事業管理者 大

契約の方法

落札者を決定した日 一般競争入札

兀

令和六年四月二十六日

落札者の名称及び住所

Ŧī.

北日本石油株式会社青森販売支店

青森市問屋町一丁目六の二〇

六 落札金額

リットル 九十円五十三銭

落札者を決定した手続

七

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者と

したものである。

入札の公告を行った日

令和六年二月十三日

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

東奥印刷株式会社(印刷所・販売人)

定価小口一枚二付十八円九十銭 毎週月・水・金曜日発行 Щ

力